

整備管理規程

| | | | |
|---------------|------------------|-----------|-----------------|
| 事業の種類 | 一般貨物自動車運送事業 | 制定 | 2005（平成17）年4月1日 |
| 住所 | 千葉県柏市高柳1143番地5 | 実施 | 2005（平成17）年4月1日 |
| 会社名 | 株式会社石原運輸 | 改定 | 2007（平成19）年4月1日 |
| 代表者 | 代表取締役社長 石原敏和 | 改定 | 2019（令和元）年6月15日 |
| 主たる事務所 | 千葉県柏市鷺野谷1028番地27 | 改定 | 2022（令和4）年10月1日 |

第1章 総 則

第1条 目的

本規程は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第32条第2項の規定に基づく規程であり、自動車の安全運行を維持するために必要な点検・整備の内容、これを確実に行わせる任に当たる整備管理者の職務権限について定め、もって自動車の運行の安全確保及び環境の保全等を図ることを目的とする。

第2条 整備管理者の選任等

整備管理者の選任は、施行規則第31条の4に定められた資格要件を備えた者のうちから代表者（自動車の使用者をいう。以下同じ。）が任命することで行うものとする。

- 2 代表者は、整備管理者を選任、変更又は解任したとき、その他施行規則第70条第1項第3号に該当する場合には15日以内に、その旨を自動車の使用の本拠を管轄する運輸支局等を経由して地方運輸局長等に届け出るものとする。
- 3 整備管理者の補助者を選任する場合には、整備管理者と同等又はこれに準じた知識及び能力を有すると認められる者（整備管理者の資格要件を満足する者又は研修等により整備管理者が十分な教育を行った者）のうちから代表者が任命するものとする。ただし、補助者を選任した場合であっても、自動車の整備管理に関する責任は、整備管理者自身が有するものとする。
- 4 整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名、所属及び補助する職務の範囲等について、整備管理者の補助者名簿に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。
- 5 代表者は、整備管理者、補助者その他自動車の管理を行う者の氏名、連絡先等を社内の見易いところに掲示して従業員全員に周知徹底するものとする。

整備管理者の資格（道路運送車両法施行規則第31条の4第1号及び第2号）第3号 略

1. 整備を管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修（選任前研修）を修了した者であること。
2. 自動車整備士技能検定規則の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。

第3条 補助者との連携等

整備管理者は、職務の適切な実施のため補助者と密接に連携をとるものとする。

- 2 整備管理者は、自らが営業所に不在のときに補助者を通じて職務を実施する場合には、その職務を実施するために必要な情報をあらかじめ補助者に伝達しておくものとする。
- 3 前項の場合において、整備管理者は、補助者に対し職務の実施結果について報告を求め、その職務内容の正確な把握に努めるとともに、必要に応じてその情報を記録・保存するものとする。

第4条 運行管理者との連携及び代表者への報告

整備管理者は、運行管理者と常に連携をとり、運行計画等を事前に把握し定期点検整備の計画、自動車の配車等について協議するものとする。

- 2 整備管理者は、日常点検の確実な実施を図るため、運行管理者と密接に連携をとるものとする。
- 3 整備管理者は、自動車の管理状況について、毎月1回以上代表者に報告するものとする。

第5条 整備管理規程の改廃

整備管理者は、本規程の改正又は廃止をするときには、代表者と充分調整するものとする。

第2章 権限及び職務

第6条 整備管理者の権限

整備管理者は、施行規則第32条第1項各号に掲げる権限を有するほか、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

第7条 整備管理者の職務

整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。

- (1) 日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等を実施させること
- (2) 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること
- (3) 定期点検については、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備要員を兼ねる運転者等或いは整備工場等を実施させること
- (4) 上記以外の随時必要な点検について、それを実施すること又は整備要員を兼ねる運転者等或いは整備工場等を実施させること
- (5) 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備要員を兼ねる運転者等或いは整備工場等を実施させること
- (6) 定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること
- (7) 日常点検表や点検整備記録簿、その他管理表等の記録簿を管理すること
- (8) 自動車車庫を管理すること
- (9) 上記に掲げる職務を処理するため、運転者及び整備要員を指導・監督すること
- (10) 本規程第17条に規定する特定整備については、これを無資格者に実施させないこと

第8条 自動車管理の範囲

整備管理者は、選任された使用の本拠において使用するすべての自動車について前条の職務を遂行するものとする。

第9条 補助者の権限及び職務

補助者は、整備管理者の指示により整備管理者を補佐するとともに、整備管理者が不在のときは、運行の可否の決定及び日常点検の実施の指導監督等、日常点検に関する職務を実施する権限を有するものとする。

- 2 補助者が前項の職務を実施するに当たり、疑義を生じた場合又は故障若しくは事故が発生した場合、その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者と連絡をとり、その指示に従うものとする。
- 3 整備管理者が不在のときに補助者が職務を実施する場合、補助者は、当該職務の実施に必要な情報について、あらかじめ整備管理者から伝達を受けるものとする。
- 4 前項の場合において、補助者がその職務を終了して、整備管理者に引き継ぐときには、整備管理者にその職務の実施結果を報告するものとする。

第3章 自動車の運行の安全確保及び環境の保全

第10条 日常点検

整備管理者は、自動車の運行の安全確保及び環境の保全等を図るため、その運行の開始前に、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。）による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者に実施させなければならない。

- 2 日常点検の実施方法は、自動車の点検及び整備に関する手引き（平成19年国土交通省告示第317号）及び自動車メーカーが定めた方法により実施するものとする。

第11条 日常点検の実施の徹底

整備管理者は、日常点検を確実に実施させるため前条に規定する点検箇所、点検の内容及び点検の方法等について運転者に周知徹底を図らなければならない。

第12条 日常点検結果の報告等

整備管理者は、日常点検を実施した運転者に対し、その結果を所定の日常点検表に記入させ、整備管理者に報告させなければならない。ただし、整備管理者自ら実施した場合には、整備管理者はその結果を日常点検表に記入しなければならない。

第13条 日常点検の結果の確認

整備管理者は、日常点検の結果について、日常点検表により確認し、運行の可否を決定しなければならない。万一、自動車の安全運行に支障をきたす不良箇所があったときは、直ちに運行管理者と連絡をとるとともに整備を行わせる等適切な措置を講じ、整備を完了した後でなければ運行の用に供してはならないものとする。

第14条 定期点検整備

整備管理者は、自動車の運行の安全確保及び環境の保全等を図るため、定期点検整備の実施計画を定め、自動車特定整備事業者に依頼する等により、これを確実に実施しなければならない。

- 2 この場合の定期点検整備とは道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定めるもの※をいうが、定期点検整備とは別に次の自動車の構造・装置や使用状況等により、適宜、点検整備を実施するものとする。

(1)特種車や架装部分の点検整備

(2)シビアコンディション（雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等）の対応

※事業用自動車の定期点検の期間は3箇月

第15条 冬用タイヤの点検整備

整備管理者は、雪道を走行する可能性のある場合において、日常点検の際に冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検整備を自ら実施するか、又は乗務する運転者に実施させなければならない。

第16条 臨時整備

整備管理者は、点検整備を確実な実施等により臨時整備をなくすよう努めることとする。やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障（作業）内容、車両の使用年数、総走行距離、使用部品等について記録のうえ、原因を把握し再発防止に努めるものとする。

第17条 特定整備

整備管理者は、定期点検整備、臨時整備等において実施する作業が、施行規則第3条で定める整備※に該当する場合には、必ず地方運輸局長等の認証を受けた自動車特定整備事業者に作業を依頼するものとする。

※原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造、巻末参照

- 2 整備管理者は、自動車メーカー等からサービスキャンペーン又はリコール等の通知があった場合には、速やかに当該自動車のサービスキャンペーン又はリコール等の措置を自動車メーカー等に依頼し、措置を実施した記録を保存するものとする。また、サービスキャンペーン又はリコールの措置が実施されるまでの間、やむなく当該自動車を運行の用に供する場合には、運転者に対し、当該措置を実施しない場合に於ける危険性について十分に説明し、緊急事態に備えさせるものとする。

第18条 車輪脱落事故防止措置

整備管理者は、自社で自動車のタイヤ交換作業を実施する場合には、日程及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施するものとする。

- 2 整備管理者は運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの点検・清掃方法について、周知徹底を図るものとする。
- 3 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した運転者及び整備要員に対し、その結果を管理表等に記録

させ、整備管理者に報告させるものとする。

- 4 整備管理者自らが作業を実施した場合には、整備管理者はその結果を管理表等に記入するものとする。
- 5 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した車両について、50km～100km走行後のホイール・ナットの増し締めを運転者及び整備要員に実施させ、管理表等に記録が行われていることを確認するものとする。

第19条 点検整備の記録及び保管管理

点検整備の実施結果は、点検整備記録簿及び日常点検表等に所定の事項を記入し保存・管理するものとする。

- 2 点検整備記録簿については当該自動車に据え置くものとし、営業所においては、その写し等を保存することとする。
- 3 点検整備に係る記録の保存は、以下のとおりとする。
 - ① 日常点検記録、その他管理表等…………… 1年以上
 - ② 点検整備記録簿及びその写し…………… 点検基準第4条第2項に定める期間※以上
 - ③ 臨時整備の記録…………… 点検基準第4条第2項に定める期間※以上

※ 事業用自動車は1年間

第20条 自動車の故障による事故

整備管理者は、自動車の故障に係る事故が発生した場合には、運行管理者と連絡をとり、適切な措置を講じ、原因の究明に当たるものとする。

- 2 整備管理者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条・各号に該当する事故であって、自動車の故障に係る事故が発生した場合には、代表者へ報告するものとし、代表者は、事故の発生から30日以内に、所定の事故報告書により、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を経由して国土交通省に報告しなければならない。
- 3 整備管理者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第4条に該当する事故であって、自動車の故障に係る事故が発生した場合には、代表者へ報告するものとし、代表者は、事故の発生から24時間以内においてできる限り速やかに、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等にもず電話により速報し、その後、担当官の指示に従いファクシミリ又は電子メール等の方法により報告しなければならない。

第21条 自動車の性能の維持向上

整備管理者は、各自動車の使用年数、走行距離、燃料消費率、油脂消費率、部品費、稼働率等を把握し、これらを活用して自動車の性能の維持向上に努めるものとする。また保有自動車について、不正改造等により、保安基準違反になっていないかどうか等自動車の状態の把握に努め、保安基準違反となっている場合には、速やかに適切な点検整備を実施することとする。

第22条 適正車種の選定、車両代替時期の把握等

整備管理者は、各自動車の使用成績等の把握により、それぞれ使用条件に適合した車種型式について検討し、その選択及び合理的な自動車の代替時期について代表者に助言するものとする。

第23条 燃料油脂、その他資材の管理

整備管理者は、燃料、油脂の品質、数量の管理を行い、消費の節減に努めるものとする。

- 2 部品・タイヤ・油脂類その他の資材について、品質・数量を適切に管理し合理的な運用を図るものとする。
- 3 整備管理者は、自社営業所等において保管する部品・タイヤ・油脂類その他の資材について定期的にそれらの在庫保管量並びに保管の状態について代表者に報告するものとする。

第4章 車庫の管理**第24条 点検施設の管理**

整備管理者は、点検整備、洗車に必要な施設、設備及び自動車の保管場所の管理を行うものとする。

第5章 指導教育**第25条 整備管理者の研修**

運送事業者は、整備管理者であって次に掲げる者に、地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

- (1) 整備管理者として新たに選任した者（当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者を除く。）
- (2) 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

第26条 補助者の指導教育

整備管理者は、補助者に対して下表のとおり指導教育を行い、その能力向上に努めるとともに、その教育内容等を記録・保存するものとする。

| 指導を行うとき | 指導教育の内容 |
|-------------------|---|
| 補助者を選任するとき | ●整備管理規程の内容 ●整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満足する者以外が対象） |
| 整備管理者選任後研修を受講したとき | ●整備管理者選任後研修の内容（他の営業所において、整備管理者として選任されている者以外が対象） |
| 整備管理規程を改正したとき | ●改正後の整備管理規程の内容 |
| 行政から情報提供を受けたとき、他 | ●行政から提供された情報等必要に応じた内容、その他 |

第27条 従業員の指導教育

整備管理者は、点検整備等整備管理の職務に関する事項について、その周知徹底と知識の向上を図るため、運転者及び整備要員その他必要に応じ従業員に対して指導教育を行うとともに、その教育内容等を記録・保存するものとする。

附 則 1【制定】

本規程は、2005(平成17)年4月1日から実施する。

附 則 2【改定】

本規程は、2007(平成19)年4月1日から実施する。

附 則 3【改定】

本規程は、2019(令和元)年6月15日から実施する。

附 則 4【改定】

本規程は、2022(令和4)年10月1日から実施する。

以上

整備管理者の補助者名簿

事業者名 株式会社石原運輸
整備管理者名 石原 敏 和
 2022（令和4）年10月1日

整備管理規程第2条（整備管理者の選任等）第4項の整備管理者の補助者の氏名、所属及び補助する職務の範囲については、以下のとおりとする。

| | 所属営業所名 | 本社営業所 |
|--|-----------------|-------|
| 氏名及び役職名並びに兼務の状況 | 補助する職務の範囲 | |
| 取締役本社営業所長 ◎幸 寿樹 | 整備管理規程第9条規定のとおり | |
| 非常勤取締役 ○石原健太郎 | 全上 | |
| 執行役員OMC事業部長 ◎和田直樹 | 全上 | |
| 執行役員整備部長 ○仲村 保 | 全上 | |
| 執行役員総務部長 ○石原文恵 | 全上 | |
| 営業所長代理 ○手塚 達 | 全上 | |
| 営業所長代理 ○吉田享平 | 全上 | |
| 営業所長代理 ○木村浩太 | 全上 | |
| 倉庫管理者 ○松岡 修 | 全上 | |
| 嘱託 ○山口一夫 | 全上 | |
| 嘱託 ○海老原明 | 全上 | |
| 臨時職員 ○石原修司 | 全上 | |

兼務する役職 記号凡例 ◎：運行管理者 ○：運行管理補助者

道路運送車両法施行規則 第32条第2項

整備管理者は、前項に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程を定め、これに基づき、その業務を行わなければならない。

道路運送車両法 第2条（定義）

この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

- 2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。（第3項 第1号から第9号 略）

道路運送車両法施行規則 第3条（特定整備の定義）

道路運送車両法第49条第2項の特定整備とは、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）又は第8号若しくは第9号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

- 1 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
- 2 動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く）、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造
- 3 走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架（ストラットを除く）又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車（二輪の小型自動車を除く）の整備又は改造
- 4 かじ取り装置のギア・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造
- 5 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く）若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造
- 6 緩衝装置のシャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く）を取り外して行う自動車の整備又は改造
- 7 けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く）を取り外して行う自動車の整備又は改造
- 8 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、次号に掲げるものを除く。）
 - イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー
 - ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機
 - ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス
- 9 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造